

2026 年 1 月 30 日

大島堅一

電気事業法改正法案（原発優遇融資法案）について

はじめに

本法案は、2025 年 2 月の衆議院議員選挙後、最初に提出されるエネルギー関連の重要な法案である。原子力発電のみならず火力発電をも公的資金で支える制度体系を構築するものであり、気候変動対策およびエネルギー政策の根幹に関わる。国政選挙における政策選択が、エネルギーの将来をどう左右するか——本法案はその具体的な帰結を示している。

1. 法案の概要

正式名称：電気事業法の一部を改正する法律案

閣議決定予定：2026 年 3 月中 施行予定：公布から 9 ヶ月以内

本法案は、既存の長期脱炭素電源オーケーションと組み合わせ、原子力と火力を優遇する制度体系を完成させるものである。

制度	機能
長期脱炭素電源オーケーション（既存）	新設・リプレース・既存改修に 20 年間の収益保証
公的融資制度（本法案）	新設等への融資を公的資金で支援
休廃止協議義務（本法案）	市場からの電源退出を制限
値差収益の使途拡大（本法案）	原発立地対策等への財源移転

※ 「脱炭素火力」（CCS 付き、水素・アンモニア混焼等）は実現可能性に乏しい。

※ 「大規模脱炭素電源」とは実質的に原子力と火力を指す。

2. 主要論点

論点 1：公的融資制度の創設

法律案の規定 - 政府が広域機関に補助、広域機関が認定大規模発電事業者に融資

審議会での検討内容（制度設計 WG） - 財政融資（財投債）を活用、融資対象は原子力を含む - 万一の場合は託送料金経由で回収

問題点 - 原発の建設費高騰・工期遅延リスクを国民に転嫁 - 電力自由化の原則（事業者がリスク負担）に反する

論点 2：大規模発電施設の休廃止協議義務

法律案の規定 - 大規模発電事業者は休止・廃止の際、一般送配電事業者と協議義務

審議会での検討内容 - 実需給の 10 年前から休廃止の検討状況を把握 - 委員から「火力減少は脱炭素の自然な流れ」「民間の自主性への大きな転換」と批判

問題点 - 経済的に成り立たない電源の延命を制度的に強制 - 脱炭素化政策と矛盾

論点 3：値差収益の使途拡大

法律案の規定 - 卸電力市場の地域間取引の値差収益を電源開発促進勘定に納付

審議会での検討内容 - 従来は連系線増強のみに限定→「大規模発電所の立地対策」にも活用へ

問題点 - 値差収益と電源立地対策に因果関係なし - 市場収益を原発立地対策に充当

論点 4：小売電気事業者への規律強化

法律案の規定 - 休眠事業者の登録取消、中長期卸電力取引所の整備 - 量的供給力確保義務(kWh 義務)は今回見送り

審議会での検討内容 - 「3 年前に予想需要の 50% を確保」を提案→批判相次ぎ継続検討

問題点 - 将来導入されれば新電力に不利、市場流動性低下、電力自由化に逆行

3. 結論：原子力・火力優遇制度の完成

段階	制度	効果
新設	公的融資制度	投資リスクを国民に転嫁
既存維持	長期脱炭素電源オークション	20 年間の収益保証
退出制限	休廃止協議義務	市場退出を制度的に阻止
立地促進	値差収益の使途拡大	立地対策の財源へ

本法案は、電力自由化の終焉を意味する。市場メカニズムによる電源の新陳代謝は停止し、電力システム改革以前の体制——電源構成を国が決定し、費用回収を保証する体制——への回帰である。

この流れを止めるには、エネルギー政策を転換する政権が必要である。